

6. 保険事故発生時の対応について

— 損保ジャパン —

※「見舞金制度事故発生時の対応について」は、30ページをご覧ください。

6-1 | 傷害事故（行事傷害補償、職員災害補償）発生時の対応について

傷害事故が発生したら、以下の手順にしたがいすみやかに手続きを行ってください。事故日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険事故受付・保険金支払は、右ページ記載の最寄りの損保ジャパンの保険金サービス課が窓口です。

① 事故報告 （おケガをしたら）

■ 傷害事故が発生した場合は、所定の「保険」事故報告書/事故証明書（本手引き巻末添付の黄色の用紙）にご記入のうえ、最寄りの損保ジャパン保険金サービス課にできるだけ早くFAXまたはご郵送ください。



連絡先:加入証書右面または手引き29ページ

■ 事故報告書/事故証明書を受領後、損保ジャパン保険金サービス課から保険金請求書等の書類を郵送します。

※電話でご連絡いただいた場合も「事故報告書/事故証明書」のご送付は必要です。

② 保険金請求手続き （治療が終了したら）

■ 必要書類が整い次第、保険金請求書類を損保ジャパン保険金サービス課へご提出ください。

■ 入院や通院の保険金については、治療が終了したとき、治療中であってもお支払い対象期間を超過した場合、または治療中であってもお支払い限度日数を超過した場合に、保険金請求書類をご提出ください。



注1:「保険金請求書」には、公民館長または責任者の署名、捺印が必要です。

注2:支払保険金が小額の場合には、「診断書」にかえて所定の「入院・通院申告書」で代用することができます。詳細は、損保ジャパン保険金サービス課にお問い合わせください。

注3:振込先が公民館の場合は、「保険金受け取りに関する確認書」または「保険金受け取りに関する念書」をご提出いただく場合があります。

6-2 | 賠償責任事故発生時の対応について

賠償責任事故が発生したら、ただちに最寄りの損保ジャパン保険金サービス課に連絡し、担当職員の指示を受けてください。



連絡先:加入証書右面または手引き29ページ



注:賠償責任事故の場合、公民館に法律上の責任が発生するかどうか問題となりますので、対応は慎重にお願いします。14ページにある枠内の注をあわせてご参照ください。賠償責任保険事故通知書は保険会社所定の様式となります。